復 興 特 別 所 得 税 に 関 す る 政 令 の 部 を 改 正 す る 政 令 新 旧 対

改正

後

源泉徴収義務等)

第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により 情置法第九条の三の二第三項の規定により 表額又は法第三十三条第一項の規定により 表額又は法第三十三条第一項の規定により 一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により 等一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定によ 第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定によ 第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定によ

2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法2 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、租税特別措置法を額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。

3 · 4 省 略

復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例

第四欄に掲げる字句とする。 ては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用につい

租税特別措	省略	第一欄
省略	省略	第二欄
省略	省 略	第三欄
省略	省 略	第四欄

改

正

前

照

表

源泉徴収義務等

第十条 法第二十八条第四項の規定により控除された金額に限る。)とす第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別金額又は法第三十三条第一項の規定により控除されたの額に相当する部分の金額(法第二十八条第三項の規定により控除されたの額に相当する部分の金額(法第二十八条第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十三条第一項の規定によ第十条 法第二十八条第四項の規定により読み替えて適用される法第十七条

2 替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の一 第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者が交付をする同項に規定す 掲げる金額 三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三 る上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額から控除すべき法第三十 金額を控除し、 の二第三項第一号に定める金額のうちに第十三条第一 法第二十八条第三項の規定の適用がある場合において、 と同項第二号に掲げる金額とがあるときは、 次に同項第一号に掲げる金額を控除する。 項の規定により読み 第十二 まず同号に掲げる 租税特別 項 (第一号に 措

3・4 同 上

(復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例

第十三条 同上

同	同	第
上	上	欄
同	同	
上	上	第二
		欄
同	同	
上	上	第二
		欄
同	同	
上	上	***
		第四
		欄

法施行令

				+ = - - -	第四条の二第
とする	省	省	省	省	省
9 る	略	略	略	略	略
る金す税得相よ十定第み第るり三しれ項法読条(金額るの税当り八す九替四法読条、たの第み第特	省	省	省	省	省
・ 報子 では ・ ない ・	略	略	略	略	略

					同
					上
同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上
る金す税得相よ十定第み第るり三しれ項法読条(金額るの税当り八す九替四法読条、たの第み第特	同	同	同	同	同
額と部額及す控条る十え号第み第特金規九替一別	上	上	上	上	上
はし分のびる除第特三らの八替一別額定条え項措、て以合復金さ三別条れ規条え項措ににのての置当政外計興額れ項措第た定のての置限よ三適規法					
当政外計興額れ項措第た定のての置限よ三適規法該令の額特のたの置一所に四適規法るりの用定第					
上で部に別う金規法項得よ第一次さに上で部に別う金規法項得よ第三に第一次を規定の対所を額定第に税り三はに三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十					
株 め の 応 得 所 に に 二 規 法 読 項 れ よ 十 と さ 三 る り 三					

第四条の六の	第四条の六の	省略	
同条第三項	に規定する政令に規定する政令	略略	
第一項の規定により読特別措置法第三十三条	第一号に規定する政令第九条の三の二第三項の規定により読第一項の規定により読	略略	式等の配当等に係る同 一項の規定により読み替えて適 によりたされる第四条の六の 一項の規定により控除された金額(特別措置法 を金額(特別措置法 を金額(特別措置法 を金額(特別措置法 の十一第三項及び第四条の六の の十一第三項及び第四条の十一第三項及び第四条 の十一第三項及び第四条 の十一第三項の規定により読み た金額(特別措置法 をったの規定により が当該 により控除された金 により控除された金 により持 でにより が当該 により が当該 により が当該 により が当該 により が当該 により が当該 により が の が の の の の の の の の の の の の の

第四条の六の	第四条の六の	日上	
日上	に規定する政令に規定する政令	日上	
上	第一号に規定する政令第九条の三の二第三項第一項の規定により読第一項の規定により読	上	式等の配当等に係る同 一項の規定により読み替えて適 第二十八条第三項の規定により売れる第四条の六の 一項の規定により控除された金 をの九第六項(特別措置法 をの九第六項(第四条の六の 一項の規定により読み替えて適 一項の規定により読み を金額(特別措置法 を金額(特別措置法 た金額(特別措置法 を会記 により控除された金 により許四条 により許四条 により計算し により許された金額 により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し により計算し

第四条の六の		第四条の六の			二十二年十二年第十二年第一十二年第一十二年第一十二年第一十二年第一十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十		一 号
二第六項法第九条の三の	第十三項第一号		当該所得税	所得税の額	二第三項第一号法第九条の三の	係る所得税の額	
み替えて適用される法 特別措置法第三十三条	第一号 の規定により読み替え で適用される第十三項	第九条の三の二第三項第一項の規定により読明一項の規定により読	これらの税	得税の額の合計額所得税及び復興特別所	第一号第一項の規定により読第一項の規定により読第一項の規定により読	別所得税の額の合計額係る所得税及び復興特	八条第三項 アは特別措置法第二十 又は特別措置法第二十

第四条の六の		第四条の六の			二十二年十二項条の六の第一の		一 另
二 法第 第 九	第十	二法	同	同	同	同	
一第六項	二項第一号	出第三項法第九条の三の	上	上	上	上	
み第特	第 て の る 復 一 適 規 典 号 用 定 令 特	第み第特	同	同	同	同	
み替えて適用される法第一項の規定により読特別措置法第三十三条	第一号の規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替え	第九条の三の二第三項み替えて適用される法第一項の規定により読	上	上	上	上	

第四条の六の						
及び法第九条の三の 条第一項第四号 条第一項第四号 の規定	項第四条の九第六	金 額 に	同条第三項	第十三項第一号	所得税の額	
第一項の規定により読み替えて適用される法の三の二第七項	第六項 超用される第四条の九 関定により読み替えて 現定により読み替えて	により控除された金額 二十八条第三項の規定 により控除された金額	第九条の三の二第三項第一項の規定により読制措置法第三十三条	第一号 高政令第十三条第一項 の規定により読み替え で適用される第十三項	得税の額の合計額所得税及び復興特別所	第九条の三の二第六項

第四条の六のの						
及び法第九条の三の 条第一項第四号 条第一項第四号 の規定	項第四条の九第六	金 額 に	同条第三項	第十二項第一号	所得税の額	
第一項の規定により読み替えて適用される法の三の二第七項	第六項	により控除された金額により控除された金額を額又は特別措置法第	第九条の三の二第三項 み替えて適用される法 の構定により読	第一号 の規定により読み替え の規定により読み替え で適用される第十二項	得税の額の合計額所得税及び復興特別所	第九条の三の二第六項

		二第二十一項					
項の九第七	所得税の額	二第七項	金 額 に	同条第三項	第十三項第二号	所得税の額	三の二第七項
て適用される第四条の別定により読み替えの規定により読み替えて異等一項を興特別所得税に関す	得税の額の合計額所得税及び復興特別所	第九条の三の二第七項の村別措置法第三十三条	により控除された金額 により控除された金額 により控除された金額	第九条の三の二第三項の規定により読み替えて適用される法の表を表を表しまり読を表します。	復興特別所得税に関す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え で適用される第十三項	得税の額の合計額所得税及び復興特別所	

		第四条の六の					
同	同	司	金	同	第	所	三の
上	上	上	金 額 に	同条第三項	+	所得税	_
				二 項	第十二項第二号	の 額	一第七項
					号		垻
同	同	同	に に 二 金 十 額	第み第特	第 て の 規 の 関 の 関 男 用 定 令 特	得所	
上	上	上	り 八 又	大 替えて 別 措置	第二号用を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	得 税 の 額 及	
			投 条 は 除 第 特	九条の三の二第三一項の規定により別措置法第三十三	おれるおります。	のび	
			コリカリカ	用を見	る 第 読 条 税 に	合計額	
			り控除された金額八条第三項の規定	第九条の三の二第三項み替えて適用される法第一項の規定により読	第二号の規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読みを	別所	
			似 足 男	別(四) 武(米)	切 ん 切 9	ולח	

項 九条第二十三項 の表第百四十 の大の方の	第四条 の表第二十三項 第四条の六の 第一項 第一項		第四条の六の	
租税特別措置法	施 租 行令 别措置法	法 「租税特別措置	措置法程置法租税特別	
東日本大震災からの復興のための施策を実施明のための施策を実施でるために必要な財源でるために必要な財源がある。以下「世別措置法、平成二十三年法別措置法、平成二十三年法のでは、中国、大震災からの復興のための施策を実施を対象を表現がある。	復興特別所得税に関する政令(平成二十四年る政令(平成二十四年 発第一項(復興特別所 得税に係る所得税法施 行令等の適用の特例) の規定により読み替え の規定により読み替え で適用される租税特別 て適用される租税特別	租税特別措置法第三十三条第一項の規定により	受けた特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税に係る所得税がある所得税がある所得税があるが、のは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	九第七項

第四条の六の名第二十二項の十二項の	第四条の二第二十二項		第四条の六の
同	同	同	同
上	上	上	上
同	同	同	同
上	上	上	上

<i>О</i>			第四条の六の 京項 大条第三項の項 の東 の東 の本の六の	
法(租税特別措置	施行令租税特別措置法	第七項 第九条の三の二 二 二	施行令和税特別措置法	
租税特別措置法条第一項の規定により条第一項の規定により	復興特別所得税に関す復興特別所得税に関す	特別措置法第三十三条 特別措置法第三十三条 がな租税特別措置法第 がる租税特別措置法第 がる租税特別措置法第 に の の規定に は り に 係る所得税法の適 に の り に の り の 規定に の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法施行令等のあ開定により読み替えて適用される租税特別措置法施れる租税特別措置法施	特別措置法 等)の規定により読み 替えて適用される租税 が得税法の適用の特例

<i>0</i>	第四条の六の 一、第二十二項 一、第二十二項 一、第二十二項 の表第百四十 一、項の六の		の項 ス 第 二 4 の 表 第 三 項 の 項 の 項 の 項 の 項 の 項 の 項 の 項 の 項 の 項	
同	同	同	同	
上	上	上	上	
同	同	同	同	
上	上	上	上	

<u>й</u>	つ表の表第四		第四条の大の の表第二十三項 の表第二百一 の表第二百一 の表の方の	第四条の六の 第二十三項 の東第二百一 第二十三項
法(租税特別措置	施行令租税特別措置法	法(租税特別措置	施行令和稅特別措置法	租税特別措置法
読み替えて適用される条第一項の規定により(特別措置法第三十三	措置法施行令 の規定により読み替え の規定により読み替え の規定により読み替え	(特別措置法第三十三 高用の特例等)の規定 高用の特例等)の規定 の規定係る所得税法の の規定	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項る政令第十三条第一項る所得税法施行令等のる所得税法施行令等のお別に係るの時別がの規定により読み替えて適用される租税特別所得税に関すれる租税特別所得税に関す	特別措置法第三十三条税に係る所得税法の適用の特例等)の規定に用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第三十三条

rj 0 rj	原の長 の表第二年 の表第二百一 の表第二百一 の表第二百一		項の表第二十二項の表第二百項の表第二百項の表第二百項の方の	第四条の六の第二年
司	同	同	同	同
上	上	上	上	上
司	同	印	同	同
上	上	上	上	上

第四条の六の		第四条の六の		二 第 第 二 十 四 条 の 六 の 項
二第三項法第九条の三の	同項各号所得税の額から	同条第三項	項 施行令第四条の 二第二十三 かん 一第二十三 を かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんし	施行令(
第一項の規定により読特別措置法第三十三条	条の三の二第三項各号 関所得税の額又は復興特 での規定により読み替 での規定により読み替 での規定によりにより での規定により での相での でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読 第九条の三の二第三項 又は特別措置法第二十 又は特別措置法第三十三条	復興特別所得税に関す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え の規定により読み替え の規定により読み替え	租税特別措置法施行令の規定によりを第一項の規定により条第一項の規定によりを第十六号)第十三組税特別措置法施行令

第四条の六の		第四条の六の		第四条の六の
同	同	同	項 六 施 租 の 行 税 二 令 特	同
上	上	上	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	上
日上	同 上	田十	復興特別所得税に関す る政令第十三条第一項 の規定により読み替え の規定により読み替え の規定により読み替え	日上
			十二項 令第四条の る租税特別 の が まの が も の の の の の の の の の の の の の の の の の	

省略	省略	省略
条の三の二第三項各号項の規定により読み替項の規定により読み替項の規定により読み替明がら特別所得税の額から特別所得税の額又は復興特別が	同項各号 耐額から	
特別措置法第三十三条特別措置法第三十三条	同条第三項	第四条の六の
九第十四項の規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読み替えの規定により読みを第一項を関する。	四項第四条の九第十	
所得税の額又は復興特別所得税の額又は復興特別が得税の額の規定により読み替項の規定により読み替がる場所である。	同項各号 から	
八条第三項 アは特別措置法第二十 アは特別措置法第二十		

同上		第四条の六の			
同	司	回	同	同	
上	上	上	上	上	
同	司	回	同	同	
上	上	上	上	£	

置法施行令 第一欄 略 十一第二項 第二十六条の 省 省 第二欄 略 略 法人税法 省 省 省 省 第三欄 略 略 略 略 特別措置法第三十三条 省 省 省 省 略 略 略 略 第四欄

2	
イ	
用 同 表 で 可 の 第 て 規 四 は 定	
イ 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
(根) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	

			同	同	hh:
			上	上	第 一 欄
		同	同	同	
		上	上	上	第二欄
、法人税法	日上	日上	日上	日上	第三欄
、特別措置法第三十三	同上	日上	日上	日上	第四欄

2 同 上

同	同	同
上	上	上
同	同	同
上	上	上
同	所	同
上	所 得 税 に	上
	\Z	
同	所	同
上	得	上
	所 得 税 等 に	
	(<u> </u>	

省			
略			
ΗЦ			
 省			
略			
省			
略			
省	法	な	第一
略		して	第二項
		適用	の規
		週用する法人税	定に
		法人	より
		税	み
同			
上			
同			
上			
同			
上			
同	税	みか	条竿
上	法	よし	条第二項の規定により
		て適	頃の
		用す	規定
		る法	にト
		14	'n

3 る。 法及び国税通則法施行令の規定の適用については、 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則 次に定めるところによ

得税は、同一の税目に属する国税とみなす。 施行令第二十七条の二の規定の適用については、 『行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所国税通則法第六十六条第五項及び第六十八条第四項並びに国税通則法

5

4 • 5

附 則

二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。 この 政令は、 令和五年十月一日から施行する。ただし、 第十三条第三項第

> 3 5 同 上得税は、同一の税目に属する国税とみなす。 施行令第二十七条の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所一国税通則法第六十六条第四項及び第六十八条第四項並びに国税通則法 同 司 上 上